

難聴児の補聴器 購入費を助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の中・軽度の難聴児を対象に、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

本人通知制度について

本人通知制度とは、日高町に住民登録や本籍のある方などが事前に登録することにより、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人などの代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知する制度です。

●制度を利用するには

本町に住民登録や本籍がある方、もしくは過去にあった方が、住民福祉課へ「日高町本人通知制度事前登録申請書」を提出することで利用できます。

●申請に必要な物

本人であると確認できる書類と印鑑が必要です。

※代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書類

助成額は原則、基準額の3分の2です。(非課税世帯は全額)

申請には医師の意見書や見積書等が必要ですので、購入を検討されている方は、事前に住民福祉課(☎63・3800)まで。

なお、中・軽度の難聴とは、両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満です。

●登録の期間

申請を受け付けた日の翌日から3年間です。

●本人通知の対象となる証明書
住民票や戸籍に関する証明書

※一部、制度の対象外となる場合もあります。

●通知内容

交付年月日、証明書の名称、交付請求者の種別等

●開示請求について

第三者への住民票の写し等を交付した内容について、日高町個人情報保護条例の範囲内で、本人が開示請求することができます。

その他詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

11月3日(金)

地震・津波避難訓練

11月3日(金)に地震・津波避難訓練が実施されます。地震・津波から命を守るため、シエイ

11月14日(火)

Jアラート伝達訓練

日高町では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート(JEART))から送られてくる国からの緊急情報を、人工衛星などを活用して確実にみなさまへお伝えするため、緊急情報伝達の訓練を行います。

町内一円に設置している防災行政無線施設から、下記の内容が放送されます。

クアウト訓練、高台への避難訓練などを各地区、各種団体で行っていただきます。地区長などに確認のうえ、この機会には是非参加してください。
また、サイレンや避難を促す放送が、防災行政無線より流れますが、訓練放送ですので、ご注意ください。

実施日時 11月3日(金)

●午前9時50分

訓練開始前の事前放送

●午前10時頃

緊急地震速報(訓練報)

●午前10時3分

大津波警報(訓練報)

【内容】

(上りチャイム音)

「これは、Jアラートの

テストです」(3回)

「こちらは防災日高町です」

(下りチャイム音)

【日時】11月14日(火)

午前11時00分頃

詳しくは、総務政策課(☎63・2051)まで。



平成29年度宝くじ助成事業 小浦区防災資機材を購入

平成29年度宝くじ助成事業として、小浦区自主防災会の防災資機材が購入されました。防災倉庫は小浦区の水道用地に設置され、その他資機材は、公民館と倉庫に分けて保管されています。この防災資機材の購入により、地域の自主的な防災活動がますます活発になることが期待されます。



介護保険事業の状況について

介護保険制度は、『老後の暮らし』を支えるみんなの制度です。介護保険事業の状況として、日高町及び県内市町村(一部抜粋)の要介護(要支援)認定者1人あたりの月額給付費(給付総額÷認定者数÷12月)を下記のとおり掲載しました。(平成27年度の状況)

介護給付費とは、居宅介護サービス費、施設介護サービスなどの要介護認定者に要する費用及び居宅支援サービス費などの要支援者に要する金額の合計で、半分を保険料、残りの半分を公費で賄っています。

介護保険サービスを利用する場合は、『要介護認定』を受けなくてはなりません。『要介護認定』とは、どれくらい介護サービスが必要か、などを判断するための審査です。

●認定者1人あたり月額給付費

資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」

(円)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
全国	15,469	31,181	82,165	124,069	185,100	215,101	240,659	117,359
和歌山県	14,032	29,365	75,123	118,590	181,221	223,103	249,012	111,953
日高町	14,376	23,780	101,990	131,813	155,393	229,359	200,207	111,656
美浜町	18,167	31,726	91,201	120,343	196,908	214,068	255,182	131,653
由良町	16,784	38,480	95,538	148,123	171,363	252,921	235,908	120,649
日高川町	17,167	31,932	95,574	132,004	190,797	206,403	254,763	127,373
御坊市	16,586	31,925	68,911	124,117	181,884	216,940	214,960	113,664

要介護度が重度化するほど月額給付費が延びている状態です。

当町は、要介護4、要介護5の認定者1人あたりの月額給付費が20万円を超えており、介護サービス利用者のうち施設サービス(特別養護老人ホーム、老人保健施設等)を利用している方の割合が高いことが要因と考えられます。